訴えの提起について

次のとおり、建物明渡請求の訴えを提起したいので、地方自治法第96条第 1項第12号の規定により議会の議決を求める。

平成23年11月28日提出 川崎市長 阿 部 孝 夫

1 当事者

原告となるべき者 川 崎 市 被告となるべき者 * * * *

2 請求の要旨

被告となるべき者は、建物明渡請求に係る市営住宅(以下「本件市営住宅」 という。)を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にもかかわら ず、これに応じなかった。

そこで、本市は、被告となるべき者に対し、本件市営住宅に係る市営住宅 明渡請求書を送付し、本件市営住宅の明渡しの請求を行った。

しかしながら、被告となるべき者は、その後も明渡しをしないため、建物 明渡請求の訴えを提起したい。

3 本件に関する取扱い

本件の訴訟は、弁護士に委任する。

事件の概要

- 1 本市は、被告となるべき者の夫(未届)(以下「旧使用者」という。)に対し、昭和61年4月22日付けで建物明渡請求に係る市営住宅(以下「本件市営住宅」という。)への入居を許可したが、旧使用者は、その後死亡した。
- 2 被告となるべき者は、旧使用者との同居に係る本市の許可を受けずに本件 市営住宅に居住し、現在も何ら権原なく本件市営住宅を占有している。
- 3 被告となるべき者は、本市の再三にわたる退去の要求にもかかわらず、これに応じなかったため、本市は、平成23年7月12日付けで被告となるべき者に、市営住宅明渡請求書を送付し、本件市営住宅を同年10月14日までに明け渡すよう請求した。
- 4 しかしながら、被告となるべき者は、期限までに本件市営住宅の明渡しを せず、その後も本市の明渡請求に応じないため、建物明渡請求の訴えを提起 するものである。